

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○廃川敷地等が生じた件（2件）（河川課）	1
○土地改良区の解散の認可（農業基盤課）	1
○測量士試験及び測量士補試験の実施（用地対策課）	1

告 示

高知県告示第721号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 河川の名称
一級河川仁淀川水系波介川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成22年12月16日
- 廃川敷地等の位置
(1) 左岸 土佐市市野々字梅ノ木1056番2地先から字長田403番1まで
(2) 左岸 土佐市市野々字大奈呂1270番2地先から字葛石292番1まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
(1) 土地 1,445.88平方メートル
(2) 土地 2,171.17平方メートル
- 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第722号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 河川の名称
一級河川仁淀川水系奈呂川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成22年12月16日
- 廃川敷地等の位置
左岸 吾川郡いの町八田字長畑1075番3から字中島1135番2まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 427.17平方メートル
- 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、須崎市角谷土地改良区の解散を平成22年12月14日に認可した。

平成22年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき国土地理院長が行う測量士試験及び測量士補試験について、次のとおり公告する。

平成22年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 試験日時
(1) 試験日
測量士試験及び測量士補試験とも平成23年5月22日（日）
(2) 試験時間
ア 測量士試験
午前10時から午後零時30分まで及び午後1時30分から午後4時まで
イ 測量士補試験
午後1時30分から午後4時30分まで
- 試験方法
測量士試験及び測量士補試験とも筆記試験とする。
- 試験地

測量士試験及び測量士補試験とも北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県とする。

4 受験願書の受付期間

平成23年1月5日（水）から同年2月16日（水）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）。ただし、郵送による場合は、平成23年2月16日の日付の消印のあるものまで受け付ける（後納郵便又は別納郵便による場合は、同日までに必着すること。）。

5 受験願書の受付場所

国土交通省国土地理院総務部総務課（茨城県つくば市北郷1番 郵便番号305-0811）

6 受付願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、平成23年1月5日から、次の場所において交付する。

- 国土交通省国土地理院、同各地方測量部及び同支所
- 社団法人日本測量協会及び同支部
- 高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー、高知県土木部用地対策課用地指導係及び県内各土木事務所

なお、郵送による請求は、国土交通省国土地理院、同各地方測量部及び同支所並びに社団法人日本測量協会及び同支部において取り扱うものとし、封筒の表に「願書請求」と朱書し、次のとおり請求部数に応じて必要な切手をはったあて先明記の返信用封筒（日本工業規格A列4番以上）を同封して請求すること。

請求部数	切手料金
1部	140円
2部	200円
3ないし4部	240円
5ないし9部	390円
10ないし18部	580円

7 合格発表及び合否通知

平成23年7月22日（金）に、国土交通省国土地理院、同各地方測量部及び同支所において合格者の氏名を公告するとともに、全受験者あてに試験結果（合否）を通知する。

また、国土交通省国土地理院のホームページにおいて合格者の受験番号を掲載する。

8 試験問題等の公表

国土交通省国土地理院のホームページにおいて、試験問題については試験実施後速やかに、模範解答及び合格基準については合格発表の日に掲載する。

9 その他

- (1) 試験会場については、受験票を送付する際に通知する。
- (2) 受験願書の提出後における氏名、住所又は受験地の変更については、平成23年4月1日（金）までに必着するよう文書で受験願書の受付場所に届け出たものに限り認める。